

最近の政府の重要方針における文化関係の主な記述

経済財政運営と改革の基本方針 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

第 1 章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題

4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革

(望ましい未来像に向けた政策推進)

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくことにより、以下のような道筋が描かれる。

⑤ 基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

第 2 章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興

(スポーツ・文化芸術の振興)

スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進するとともに、スポーツ庁の設置など行政組織の在り方について政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮した検討を行う。

また、文化芸術立国を目指し、地方公共団体や民間団体等、文化芸術の振興に取り組む様々な主体との適切な連携の下、観光等他の分野との協働や産業振興等の視点も踏まえつつ、「日本遺産 (Japan Heritage)」など魅力ある日本文化の発信、子供の文化芸術体験機会の確保、国立文化施設の機能強化、文化芸術の担い手の育成、文化財の保存・活用・継承等に取り組む。

(3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進

(若者等の活躍促進、再チャレンジ支援)

さらに、ユニバーサル社会の実現に向け、障害者については、職場定着などの就労支援を始めとした社会参加支援の充実、障害者の文化芸術活動の振興など活躍できる環境整備を推進する。

2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革

(3) オープンな国づくり

(外へのグローバル化)

さらに、我が国企業のグローバル市場開拓を促進するため、官民連携により ODA 等も活用したインフラシステムの輸出、航空・宇宙・海洋産業の振興、中堅・中小企業、小規模事業者、サービス業の海外展開の支援、クールジャパンの推進³⁷等を促進する。

³⁷ 日本食・日本産酒類、コンテンツの輸出や文化の創造・発信等。

3. 魅力ある地域づくり，農林水産業・中小企業等の再生

(2) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組

東京大会等は，参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに，スポーツ立国，グローバル化の推進，地域の活性化，観光振興，環境技術と科学技術イノベーションの発信等に資することを重視して取り組む。

東京大会等を契機として，スポーツを通じた街おこしやバリアフリー対応，大都市等の安全・安心対策を推進する。東京大会等に向けて，国内外へのオリンピックムーブメントの推進を通じた国際貢献や寄附の促進，障害者スポーツの推進，文化プログラムの実施に向けて全国の自治体等と連携した取組を行う。また，観光資源の掘り起こしや，日本ブランドを活かした海外発信等の取組を加速し，2020年に向けて，訪日外国人旅行者数2000万人の高みを目指す。(略)

2020年までにアイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。

(3) 観光・交流等による都市・地域再生，地方分権，集約・活性化

(地域活性化)

本年6月に決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」⁵⁴を着実に実施するとともに…

⁵⁴ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定)

4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 戦略的外交の推進，安全保障・防衛等

(戦略的外交の推進・戦略的対外発信)

特に，戦略的対外発信については，真に日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信に向けて，海外の広報文化外交拠点の創設を検討するとともに，官民の知的拠点も活用し，広報文化外交や日本語教育の推進などにより，その取組を強化する。

「日本再興戦略」の改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)

第一 総論

Ⅱ. 改訂戦略における鍵となる施策

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革

(1) 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

また、日本の豊かな自然や独自の文化といった優れた観光資源を眠らせたままとせず、ストーリー性やテーマ性を高めて国の内外に情報発信するとともに、更なるビザ発給要件の緩和や出入国手続の迅速化・円滑化、様々な外国語・文化への対応等により世界に通用する魅力ある観光地域づくりを進め、アジアをはじめとする地域の旺盛な観光需要の取り込みを図ることも重要である。

Ⅳ. 改訂戦略の主要施策例

4. 地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新／地域の経済構造改革

①地域活性化と中堅・中小企業・小規模事業者の革新

○世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- ・全国の美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において多言語対応を進める。

第二 3つのアクションプラン

一. 日本産業再興プラン

6. 地域活性化・地域構造改革の実現/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新

(3) 新たに講ずべき具体的施策

(地域活性化/中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新)

③ふるさと名物応援

中小企業地域資源活用促進法を見直し、品質管理の徹底など消費者の購買意欲を喚起する仕組みを組み込みつつ、地域資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を推進するとともに、観光（自然、文化、産業遺産等）や農林水産品など地域資源を活用して消費者を地域に呼び込むツーリズムを促進する。その際、「地域おこし協力隊」等の取組も含め、地域資源のブランド化を推進できる人材の発掘・派遣・育成を進めるとともに、戦略的に観光振興に取り組める体制を整備することで、地域資源を活用した地域全体の活性化を図る。

二. 戦略市場創造プラン

テーマ4：世界を引きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現

テーマ4－① 世界に冠たる高品質な農林水産物・食品を生み出す豊かな農山漁村社会

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 輸出の促進等

②ジャパン・ブランドの推進

日本食材の輸出促進・食品企業の海外展開を図るため、ジャパン・ブランドの統一やクールジャパン機構等による日本食の海外展開支援と併せ、和食がユネスコ無形文

化遺産に登録されたことを踏まえ、戦略的に真の日本食など日本食文化を広めるための司令塔として、官民合同のコンソーシアムを創設し、郷土食や地域食材を含む日本食文化の魅力発信等による日本食のブランド化や、輸出促進・海外展開のための環境整備、日本食文化を普及する料理人等の人材育成・日本食の海外出店支援等を推進していく。

テーマ4-② 観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会

(3) 新たに講ずべき具体的施策

①2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等を見据えた観光振興及びインバウンド（訪日外国人旅行者）の飛躍的拡大に向けた取組

- ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催効果を東京のみならず広く地域に波及させるため、文化プログラム等の機会を活用して、全国の自治体や芸術家等との適切な連携の下、地域の文化等を、多彩な観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を全国各地で実施する。

③世界に通用する魅力ある観光地域づくり、外国人旅行者の受入れ環境整備及び国際会議等（MICE）の誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

- ・「日本遺産（Japan Heritage）」認定の仕組みを新たに創設し、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で国内外に戦略的に発信する。
- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」など、産業遺産等を活用した産業観光を、国、自治体、観光協会、商工会議所等が連携して推進する。
- ・美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等における多言語対応について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」（2014年3月）に従って、全国各地で多言語対応を改善・強化するとともに、高精度測位技術等 ICT を活用した多言語による情報提供、ナビゲーションの高度化を推進する。

三. 国際展開戦略

(3) 新たに講ずべき具体的施策

②新たな政府横断的クールジャパン推進体制の構築

官民連携によるオールジャパン体制により、コンテンツ、文化芸術等の「日本の魅力」を効果的に発信し、産業化に結び付けていくことが重要である。このため、「クールジャパン関係府省連絡・連携会議」をプラットフォームとして、大規模国際イベントにおける発信事業、日本食・日本産酒類の海外展開、メディア芸術・現代アートの創造・発信など、戦略的重要性の高いテーマ・分野を特定し、新たな各省連携プロジェクトを創出していくとともに、日本語教育の普及等も図りつつ、在外公館を活用した発信を強化する。

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014 (平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議)

1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

- (1) オリンピック・パラリンピック開催をフルに活用した訪日プロモーション
- ・ 2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、全国各地で有形・無形の文化財やポップカルチャーを含む日本文化等を多彩な観光の魅力として発信する訪日プロモーションを実施する。【新規】
- (3) オリンピック・パラリンピック開催効果の地域への波及
- 2020年オリンピック・パラリンピックの開催効果を東京のみならず広く地域に波及させるため、観光客を地方へ誘客するための施策を充実させる。
- ・ 2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、有形・無形の文化財やポップカルチャーを含む日本文化等を多彩な観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を広く全国各地で実施する。【新規】

2. インバウンドの飛躍的拡大に向けた取組

- (6) オールジャパン体制による連携の強化
- ・ 在外公館や国際交流基金の海外事務所等のネットワークを活用し、我が国の伝統文化やアート・アニメ等のポップカルチャーの魅力を海外に発信する。【継続】

4. 世界に通用する魅力ある観光地域づくり

- (3) 世界に通用する地域資源の磨き上げ
- <魅力ある空間の形成>
- ・ 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致を活かしたまちづくりや、街なみ環境の整備改善による美しい景観形成の整備を推進する。【継続】
- <文化資源・科学技術との連携>
- ・ 地域に点在する史跡・伝統芸能など有形・無形の文化財をパッケージ化し、地域の文化・伝統をストーリーとして現す「日本遺産」として認定するとともに、自治体と連携して、国内外に戦略的に発信する。【新規】
 - ・ 我が国の宝である文化財について、主要国際空港における伝統工芸品展示や伝統芸能公演を実施する。【新規】
 - ・ 東京都上野地区の文化施設が互いに連携を強化することで、それぞれが保有する文化資源が有効に活用され、上野が新たな「文化の杜」として国際的なシンボルとなるよう取組を進める。【新規】
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えたアイヌ文化復興等に関するナシ

ヨナルセンター「民族共生の象徴となる空間」の一般公開に向けて、「イランカラプテ」キャンペーンの展開等により、海外に対するアイヌの伝統・文化の情報発信を強化する。【新規】

- ・「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」など、産業遺産等を活用した産業観光を、国、自治体、観光協会、商工会議所等が連携して推進する。また、地域資源活用ネットワーク構築事業を活用し、産業遺産、工場見学等を盛り込んだ地域活性化モデルの普及拡大を支援する。【新規】

5. 外国人旅行者の受入れ環境整備

(1) 多言語対応の改善・強化

＜美術館・博物館での展示解説＞

- ・美術館・博物館において、外国人旅行者が展示物の本質的な価値をより深く理解できるよう、解説の多言語対応の推進・改善を進める。【継続】

(公共交通機関による快適・円滑な移動のための環境整備)

＜美術館・博物館、観光施設等と相互利用可能な共通パスの導入＞

- ・複数の公共交通機関を乗り継ぐ際の乗車券等の購入や観光施設等での入場券等の支払等は、訪日外国人旅行者にとって極めて煩雑であることから、旅行者の利便性向上、移動の円滑化、旅行費用の低廉化等を図るため、各公共交通機関、美術館・博物館、観光施設等で相互利用可能な共通パスの導入を目指す。【新規】

6. MICEの誘致・開催の促進と外国人ビジネス客の取り込み

(1) MICEに関する取組の抜本的強化

＜MICEの受入れ環境整備＞

- ・地域の歴史的建造物（重要文化財建造物、登録有形文化財建造物等）のユニークベニューとしての公開・活用を進めるべく、公開・活用に資する設備等の整備や防災事業への財政支援を行う。【新規】

知的財産推進計画2014本文(平成26年6月20日知的財産戦略本部決定)

重要施策

第3. デジタル・ネットワーク社会に対応した環境整備

1. デジタル・ネットワークの発達に対応した法制度等の基盤整備

(2) 今後取り組むべき施策

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度等の構築・整備)

- ・ 著作物の公正な利用と適切な保護を調和させ、クラウドサービスや情報活用のサービスなどの新たな産業の創出や拡大を促進するため、著作権の権利制限規定の見直しや円滑なライセンス体制の構築などの制度の在り方について、文化審議会の議論を加速化させ、今年度のできる限り早期に結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省)
- ・ クリエーターへ適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、引き続き上記の検討と併せて、私的録音録画補償金制度の見直しや当該制度に代わる新たな仕組みの導入について検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(電子書籍の本格的な普及促進)

- ・ 電子書籍に対応した出版権の整備に係る著作権法の改正を踏まえ、当該法改正の趣旨の周知、書籍の出版・電子配信に係る具体的な契約の在り方の検討及び関係者への周知、拡充された出版権制度の活用等による実効性のある模倣品・海賊版対策の実施に向けた支援など、必要な措置を講ずる。(短期)(文部科学省・経済産業省)

(教育の情報化の推進)

- ・ 大規模公開オンライン講座等のインターネットを通じた教育や、上記に関する検討と併せてデジタル教科書・教材に係る著作権制度上の課題について検討し、必要な措置を講ずる。(短期・中期)(文部科学省)

2. アーカイブの利活用促進に向けた整備の加速化

(2) 今後取り組むべき施策

(アーカイブの戦略的利活用の推進)

- ・ 2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた日本への関心の高まりを踏まえ、アーカイブを通じた日本の文化情報の海外への発信の強化の取組や、児童生徒一人一台の情報端末によるデジタル教科書・教材の活用など教育の情報化の本格展開が迫っていることを踏まえた教育分野でのアーカイブの利活用を促進する取組に関し、多言語化やユーザーコミュニティと連動したポータルサイトの整備などを促進する。(短期・中期)(文部科学省、経済産業省)

(各種アーカイブの充実)

- ・ 文化創造や新たな産業の基盤となる知的インフラを構築するため、映画、音楽、アニメ、

マンガ、ゲーム、デザイン、写真、書籍、文化財等の文化資産及びこれらの関連資料等のデジタルアーカイブ化等を、国立国会図書館等の関係機関と連携しつつ促進する。（短期・中期）（文部科学省）

（アーカイブの利活用促進のための著作権制度の見直し）

- ・ 孤児著作物を含む過去の膨大なコンテンツ資産の権利処理の円滑化等によりアーカイブの利活用を促進するため、著作権者不明の場合の裁定の手續の簡素化や、裁定を受けた著作物の再利用手續の簡素化など裁定制度の在り方について早急に検討を進めるとともに、諸外国の取組・動向等も参考としつつ、アーカイブ化の促進に向けて新たな制度の導入を含め検討を行い、必要な措置を講じる。（短期・中期）（文部科学省）

（メディア芸術分野等における取組の加速化）

- ・ メディア芸術分野のアーカイブ整備を進めるため、これまでに整備した作品情報や所蔵情報等の成果を踏まえ、アーカイブ充実に向けた今後の取組、映画フィルムやゲームといった資料滅失等が課題となっている分野に関する取組を加速化させる。映画フィルムについては、映像の超高解像度化の進展等を踏まえつつ保存の在り方を検討する。（短期・中期）（文部科学省）

（アーカイブ関連人財の育成等）

- ・ アーカイブの構築を牽引する人財や利活用をサポートする人財などアーカイブを支える人財の育成等を支援する。（短期・中期）（文部科学省、総務省）

第4. コンテンツを中心としたソフトパワーの強化

1. コンテンツの海外展開促進とインバウンドとの連携

（2）今後取り組むべき施策

（クリエイター、プロデューサー等の国際人財の育成）

- ・ 海外で通用するアーティスト、マネージャー、エンジニア等の育成に向け、民間での人財交流や語学学習、大学や専門学校等との連携促進を目指すほか、国際的に通用するクリエイター・プロデューサーを育成すべく、留学や海外研修の機会を提供するとともに、こうした人財を国内で登用するための取組を支援する。（短期・中期）（文部科学省、経済産業省）（再掲）

（地域を拠点としたコンテンツの創造と海外への発信）

- ・ 地域におけるコンテンツ関連産業の集積や我が国の伝統文化との融合、海外からのクリエイター等の招致等により、世界に通用するコンテンツを創造する開発拠点を整備し、海外に発信する自治体や民間での取組を支援する。（短期）（文部科学省、経済産業省）

2. 模倣品・海賊版対策

（2）今後取り組むべき施策

(海外における正規版流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策の推進)

- ・ コンテンツ侵害への対応の強化に資する著作権保護や違法コンテンツ流通の防止に向け、官民が連携し、侵害発生国政府による著作権の普及啓発活動を支援する。(短期)(文部科学省)

(海外の権利処理団体の育成支援)

- ・ 海外における権利収入を確保し、我が国コンテンツ産業のビジネスリスクを低減させるため、現地の集中権利管理団体や政府当局の著作権制度実施に係る能力育成を支援する。また、現地の政府当局や民間企業等の関係者等と我が国の政府及びコンテンツ事業者等との交流を促進し、海外における権利保護を促進する。(短期・中期)(文部科学省, 経済産業省)

3. コンテンツ人財の育成

(2) 今後取り組むべき施策

(若手クリエイターの育成・発表機会の提供)

- ・ 若手クリエイターの育成に向けて、ものづくりを含むコンテンツ制作現場で創造・発信活動を進めている若手を対象とした表彰制度や、作品制作及び発表機会を提供する。(短期)(文部科学省)